

議員提出議案第5号

国の私学助成の増額と拡充に関する意見書提出について

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を、大口町議会会議規則第13条の規定により提出する。

平成22年9月21日提出

提出者	大口町議会議員	岡 孝 夫
賛成者	大口町議会議員	吉 田 正
賛成者	大口町議会議員	柘 植 満
賛成者	大口町議会議員	酒 井 廣 治
賛成者	大口町議会議員	丹 羽 勉
賛成者	大口町議会議員	齊 木 一 三

国の私学助成の増額と拡充に関する意見書

私立学校は、国公立学校とともに国民の教育を受ける権利を保障する上で重要な役割を担っており、国においても、学費の公私間格差是正を目的とした私立学校振興助成法を昭和50年に制定し、文部省による国庫助成たる各種助成措置を講じてきたところである。

しかし、地方自治体では、財政難を理由とした私学助成削減の動きが急速に広がっている。愛知県においても、財政危機を理由として平成11年度に総額15%、生徒1人当たり約5万円に及ぶ経常費助成（一般）の削減がなされた。

その後、愛知県の私学関係予算は、国の私学助成の増額を土台に、経常費助成単価では徐々に増額に転じてきたが、この2年間は減額され、ついに国からの財源措置（国基準単価）を下回るに至った。そのために、少子化による生徒減とも重なって、多くの学園の経営は深刻な事態となっている。このままでは、学費と教育条件の公私格差が一層拡大し、緒についた教育改革にも重大な影響が出ることは必至である。

また、私学の父母負担を見ても、愛知県においては、初年度納付金で63万円を超え、授業料助成と入学金補助の平均単価を除く納付金でも約49万円にも上っている。そのために、昨今の不況も重なって、経済的理由で退学したり、授業料を滞納する生徒が急増している。また、過重な学費負担のため、私学を選びたくても選ぶことのできない層がますます広がり、学費の公私格差が学校選択の障害となり、教育の機会均等を著しく損なっている。

このような私学を取り巻く厳しい状況の中で、都道府県における私学助成制度の土台となっている国の私学助成が果たす役割はますます大きくなっている。

このような状況下で、今年度から高校無償化の方針の下、国公立高校のみが無償化された。私学へも一定の就学支援金が支給され、保護者の負担は昨年度より軽減したものの、今なお私学の生徒と保護者は高い学費、公私間格差を強いられている。また、国公立高校が無償化された関係で、私立高校は生徒の募集難に苦しみ、私学教育本来の良さを損ないかねない状況に置かれている。

私学も公立と同様に、公教育を担う教育機関であり、愛知県下の高校生3人に1人は私学で学んでいる。私学は独自の伝統、教育システムに基づく教育を提供し、教育改革に積極的な役割を果たしてきている。教育の公平の実現に向けて、国公立高校無償化に見合う水準で生徒・保護者の深刻な学費負担を軽くし、私学教育本来の良さを一層発揮していくためには、私立高校への就学支援金の拡充と、教育条件の維持・向上を図るための経常費助成の拡充が必要である。

貴職におかれては、父母負担の軽減と教育改革を願う広範な父母国民の要求に応え、学校と教育を最優先する施策を推進することこそが望まれている。

よって、当議会は政府に対し、国の責務と私学の重要性にかんがみ、父母負担の公私格差を是正するための就学支援金を一層拡充するとともに、併せて、私立学校振興助成法に基づく国庫補助制度を堅持し、私立高校以下の国庫補助金とそれに伴う地方交付税交付金を充実し、私立高等学校以下の経常費補助の一層の拡充を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年9月21日

愛知県丹羽郡大口町議会

(提出先)

内閣総理大臣	菅 直人
財務大臣	野田佳彦
文部科学大臣	高木義明
総務大臣	片山善博